

【参考資料】

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」 の制定について

2016年12月8日 理事会資料(管理部)

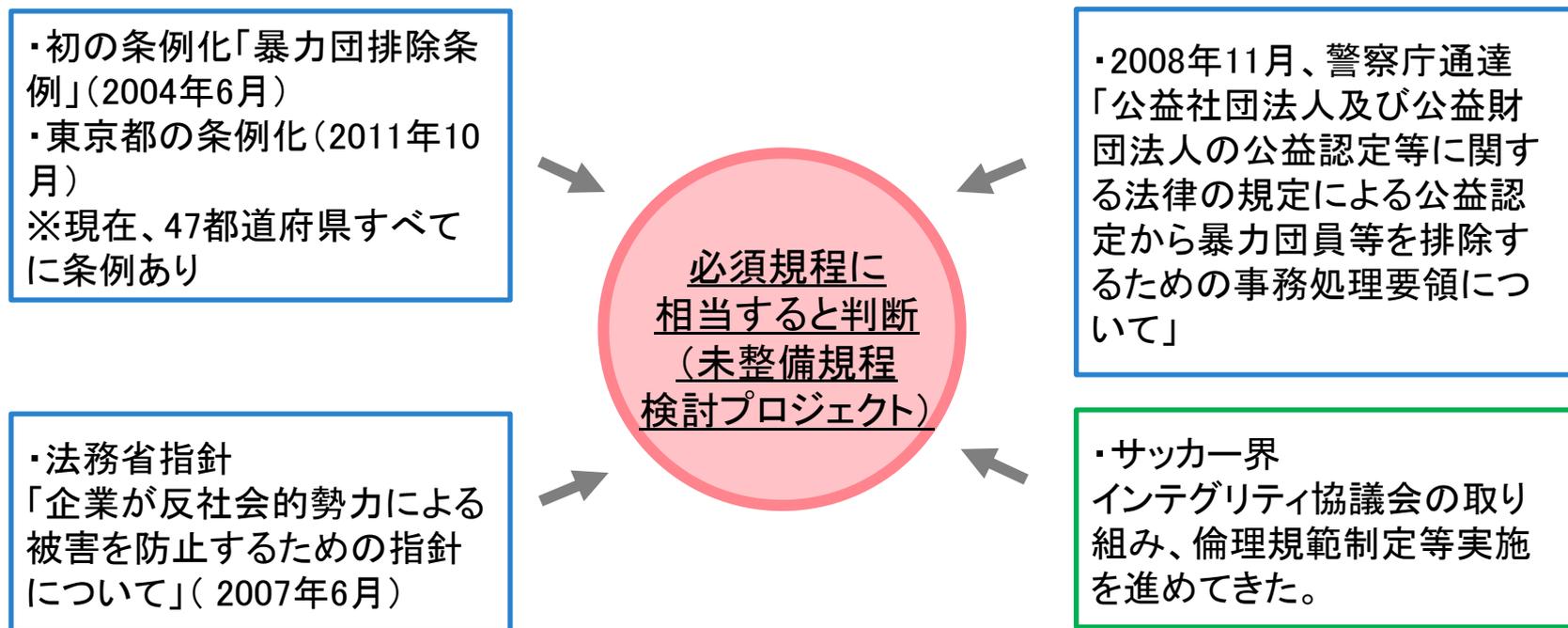
Japan Football Association

JFA



1. 本規程制定の背景

「反社会的勢力との決別」について、特に八百長等の発生は事業の根幹を揺るがす自体であり、その取り組みを実施している。一方、根拠規程が未整備であったため、今般設置したい。



※法令は努力義務規定としているが、事案発生時は、公益認定の取消や民事訴訟等の場において、役員
の善管注意義務違反を認定する最高裁判例等がある。また、私たちが契約締結を行う各種企業等との取り
決め内容に暴排条項があることは当たり前の時代になっている。

2. 規定内容の骨子

法令等の定義・規定を準用、規定化し、運用強化に努めます。

第2条 定義／第3条 基本方針及び公表

反社会的勢力の定義

→事務局内部への教育・啓発、組織としての表明のために本規程を利用。

第4条 対応部署／第7条 審査の実施／第8条 契約の禁止・関係の解消

主管部署の設置や取引時の与信管理等

→**管理部にて行います。** ※既に一部法人等インテグリティ・チェックを実施中

第5条 管理体制の整備及び検証

対象者の定義、PDCAサイクルの導入

→本規程を役職員等を対象とし、2条に記載のとおり、不祥事等がないように努めます。

第6条 反社会的勢力を排除するための契約の締結

法人等との取引時の取り決め

→**顧問弁護士等と契約書雛形等の整備を推進します。** ※一部着手中

第10条 反社会的勢力からの要求への対応／第11条 警察等との連携・協力

事案発生時の報告・連絡等の体制

→**コンプライアンス等整備担当理事である専務理事を中心に推進します。** ※インテグリティ協議会、FIFA・Jリーグ等との連携のとおり着手中